

## 水質監視の方針(案)

1. 水質監視箇所において水素イオン濃度(pH)及び濁度を監視。
2. 水素イオン濃度、濁度の監視頻度は、週1～2回を基本とする。ただし、試験的な放流時や出水などが予想される場合等は、状況が把握できるように適切な頻度で監視を行う。
3. 水質の詳細分析は、月一回の定期調査以外に試験的な放流等を実施する場合に状況把握ができるように適切な頻度で監視を行う。
4. 重点的な監視位置は、以下の箇所とする。

監視位置	監視機関
牧尾ダム流入(湛水域上流端)	(独)水資源機構
牧尾ダム貯水池(取水塔)	(独)水資源機構
牧尾ダム放流口	(独)水資源機構
牧尾ダム下流(環境基準地点 桑原※(木曾ダム))	長野県、(独)水資源機構
王滝川の木曾川合流点後(小川橋)	長野県
木曾川の状況確認地点(三根橋)	長野県
木曾川下流域の状況確認地点(落合ダム)	岐阜県

※桑原は常盤ダムの放流口上流で水質調査を行っているため、放流口下流の地点で水質監視を行う  
 ※状況に応じて、上記の重点的な監視位置より下流地点においても調査を行い、監視を強化する

# 水質監視箇所





# 水質監視箇所

参考

状況に応じて、重点的な監視位置より下流においても調査を行い、監視を強化する。

## 凡例

- : 国土交通省管理ダム
- : 水資源機構管理ダム
- : 発電ダム
- : 取水堰(管理者)
- : 濁水状況調査箇所
- : 水質監視箇所(pH、濁度)

